

第 12 次大阪府鳥獣保護管理事業計画、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第 4 期）及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第 3 期）について

[大阪府環境審議会野生生物部会報告書]

大阪府環境審議会野生生物部会長

平成 28 年 10 月 3 日に知事から諮問のあった、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 4 条の規定に基づく大阪府鳥獣保護管理事業計画の策定について、また法第 7 条の 2 の規定に基づく、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画の策定及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画の策定について、平成 28 年 10 月 3 日、平成 28 年 12 月 9 日及び平成 29 年 3 月 6 日に野生生物部会を開催し、審議を行った。

審議の結果、平成 29 年 3 月 6 日に答申を行ったので、「大阪府環境審議会野生生物部会運営要領」第 3 条第 6 項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第 6 条第 7 項及び「大阪府環境審議会野生生物部会運営要領」第 3 条第 5 項第 1 号並びに第 2 号の規定に基づき、野生生物部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。